

令和 七年 五月 三十日

辺見
聡

[illegible]

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第二項、第六十八条第二項又は第六十九条の規定に基づき、以下のとおり保険医療機関又は保険薬局の指定を行ったので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第八十七号）第一条又は第二条の規定に基づき、公示する。

東北厚生局長

辺見 聡

							小笠原クリニック	名 称
							弘前市門外四丁目四―三九	所 在 地
							令和七年五月一日	指 定 年 月 日

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第二項、第六十八条第二項又は第六十九条の規定に基づき、以下のとおり保険医療機関又は保険薬局の指定を行ったので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第八十七号）第一条又は第二条の規定に基づき、公示する。

令和 七年 五月 三十日

東北厚生局長

辺見 聡

[illegible]

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項、第六十八条第二項又は第六十九条の規定に基づき、以下のとおり保険医療機関又は保険薬局の指定を行ったので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第一条又は第二条の規定に基づき、公示する。

令和 七年 五月 三十日

東北厚生局長

辺見 聡

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
すずらん調剤薬局 西滝店	青森市篠田三丁目一三番二四号	令和七年六月一日
ハッピー調剤薬局青森やえだ店	青森市東造道三丁目一五番一号	令和七年六月一日
フアイン調剤薬局 茂森新町店	弘前市茂森新町一丁目六番五四	令和七年六月一日
メガ調剤薬局 黒石店	黒石市ちとせ三丁目二	令和七年六月一日

